

分野別計画 第1章

自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり

施策 1－1 環境保全対策の推進

施策 1－2 循環型社会の形成

施策 1－3 環境衛生の推進

施策 1－4 消防・救急体制の充実

施策 1－5 防災対策の充実

施策 1－6 治山・治水対策の充実

施策 1－7 交通安全・防犯対策の推進

施策 1－8 消費生活対策の充実

施策

1-1 環境保全対策の推進

現状と課題

本市の環境は、公害関係法令に基づく各種規制や公害発生源に対する監視の強化、事業者の自助努力により、産業型公害の分野では大幅に改善されています。一方で、より快適な生活環境を求めるライフスタイルに起因した都市生活型公害が問題となっています。

このような中、高齢化の影響で地域住民による水路清掃等の回数が減少し、河川環境の維持・保全が阻害されるような事例も発生しています。また、近年の経済状況の悪化により、事業者の公害防止に関する管理能力の低下が懸念されており、環境問題は、ますます複雑化、多様化しています。

利便性や快適性を求め続けてきた現在の生活は、自然の再生能力や浄化能力を超えるまでに環境への負荷を増大させています。特に、地球温暖化問題においては、その主因とされている二酸化炭素の排出量が、家庭部門と商業施設・オフィスなど業務部門で増加しています。

より身近な生活の問題として環境保全の意識を市民に喚起するとともに、「防府市環境保全条例」に基づき策定する「防府市環境基本計画」を通じて、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に展開していくことが必要となっています。

施策の基本方針

環境状況の監視・測定及び公害発生源の調査等を継続して実施するとともに、複雑化、多様化する地域環境の問題の解決を図るため、環境を管理していく機能の強化に努めます。

地球温暖化対策においては、身近な生活から継続して取組が行われるよう、実践活動をとまなう啓発事業や太陽光発電などの新エネルギーの普及、省エネルギー型製品の導入などを促進します。また、自然との共生のため、自然環境の保全や再生を図るなど生物多様性の確保に配慮した自然保護対策を推進します。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状(平成22年)	目標(平成32年)
「豊かで美しい自然が身近にある」と思う市民の割合	70%	80%

目標指標

目標指標	現状(平成21年度)	中間(平成27年度)	目標(平成32年度)
水質に関する環境基準達成状況 (測定項目:※BOD、※COD、全窒素、全りん)	12/14 項目・地点	14/14 項目・地点	14/14 項目・地点
CO ₂ 削減運動取組事業所数(年間)	82事業所	120事業所	160事業所

※産業型公害 環境基本法第2条第3項に規定される公害のうち、事業活動にともなって発生する公害。

※都市生活型公害 産業型公害に対し、都市化の進展や生活様式の変化などにもなっている公害。

※防府市環境保全条例 環境の保全について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた条例。

※生物多様性 地球上に多種多様な生きものが存在し、それらが関わり合いながら生態のバランスを保っている状態のこと。

※BOD Biochemical Oxygen Demandの略。生物化学的酸素要求量のこと。水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量をいい、値が大きいほど水質汚濁は著しい。

※COD Chemical Oxygen Demandの略。化学的酸素要求量のこと。水中の汚物を化学的に酸化し、安定させるのに必要な酸素の量をいい、値が大きいほど水質汚濁は著しい。

● 施策の展開

① 環境保全対策の充実

② 地球温暖化対策の推進

③ 自然保護対策の推進

【施策の展開】

① 環境保全対策の充実

環境の監視・測定及び公害発生源の調査等を継続して実施するとともに、公害苦情等への迅速かつ適切な対応に努めます。また、市民、事業者、行政が環境問題を自らの問題として捉え、それぞれの役割の中で行動できるよう、環境への負荷の軽減に向けた指針を策定するとともに、環境意識の向上を図ります。

＜主な取組＞※ ◆環境保全指針の策定 ◆環境負荷への監視指導体制の充実 ◆環境学習、環境教育の推進

② 地球温暖化対策の推進

地球温暖化問題の主因とされている二酸化炭素の排出量を削減するため、排出量が著しく増加している部門での削減努力が継続的に行われるよう、実践活動をともなう啓発事業を展開します。また、二酸化炭素排出の削減に寄与する省エネルギー化を推進するため、太陽光発電システム、省エネルギー型製品の導入などを促進します。

＜主な取組＞◆地球温暖化対策に関する啓発 ◆新エネルギー・省エネルギーの導入促進

③ 自然保護対策の推進

緑豊かな森林の保全と育成を行うため、ボランティアによる活動等を通じて森林整備の重要性を啓発するとともに、市有林の管理や森林公園の整備を進めます。また、潤いと安らぎのある河川環境を創出するため、緑化や親水性に配慮した河川整備に努めます。河川の良好な環境を維持するため、市民の協力を得て汚泥浚渫や雑草除去などを行い、水質の保全に努めます。

＜主な取組＞◆森林整備の推進 ◆河川環境の整備促進 ◆水質保全の推進

関連計画

・防府市環境基本計画（H18年度～H23年度）〔生活安全課〕

※環境保全指針 大気汚染、水質汚濁、騒音等の基準、目標、取り組み例などの環境保全行動に関する指針。

施策

1-2 循環型社会の形成

現状と課題

本市では、平成18年に「防府市環境保全条例」を定め、これに基づき策定する「防府市環境基本計画」を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会の形成による「循環を基調とする環境に配慮したまちの実現」を目指しています。限りある資源の効率的利用及び廃棄物の適正処理を短期的な目標に掲げ、「ごみの3R（発生抑制・再使用・再資源化）」を特に重点的に推進すべき施策としています。こうした中、事業系ごみについては、ごみ排出量の3分の1を占め、また、近年のアジア諸国の経済発展に牽引される形で企業の生産活動が活発化したことから、排出量が増加する傾向にあり、事業系ごみの減量化は今後の重要な課題となっています。一方、家庭系ごみについては、排出量は横ばい状況にありますが、「防府市環境基本計画」の目標を達成するためには、容器包装リサイクル法の対象品目を中心とした分別対象品目の拡大を行うなど、さらなる排出抑制及び再生利用を推進する必要があります。

また、収集したごみを中間処理する本市のごみ処理施設は、供用開始から約30年が経過し、老朽化が進んでいます。新しい処理施設の整備においては、焼却施設から発生する熱の有効利用やリサイクル施設での分別収集の徹底を図り、ごみの減量化や再資源化をさらに推進していくことが求められています。

施策の基本方針

容器包装リサイクル法対象品目の完全実施に向けた分別対象品目の拡大を行うとともに、市民・事業者・行政が協働して「ごみの3R（発生抑制・再使用・再資源化）」の推進を図ります。

新しいごみ処理施設（焼却施設、リサイクル施設）については、「ごみの3R」を基本とした循環型社会が構築できる施設として位置づけ、一体的かつ効率的な整備・運営を基本とした施設整備を行っていきます。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状（平成22年）	目標（平成32年）
「ごみの減量やリサイクル活動、分別収集などが適正に行われている」と思う市民の割合	73%	80%

目標指標

目標指標	現状（平成21年度）	中間（平成27年度）	目標（平成32年度）
一人あたりのごみ（可燃ごみ、不燃ごみ）排出量（年間）	400kg	380kg	370kg
ごみリサイクル率	10%	24%以上	24%以上

※事業系ごみ 店舗、会社、工場、事務所などから排出される事業活動にともなって生じた廃棄物。一般廃棄物と産業廃棄物に大別される。

※家庭系ごみ 家庭生活から生じた廃棄物。

※容器包装リサイクル法 正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」という。容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずることにより、一般廃棄物の減量、再生資源の利用を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図るための法律。

● 施策の展開

① 3 R(発生抑制・再使用・再資源化)の推進

② ごみ処理対策の充実

【施策の展開】

① 3 R(発生抑制・再使用・再資源化)の推進

市民や事業者のごみに対する減量意識の高揚を図り、ごみの発生抑制に努めます。また、市民や事業者に対するごみ3 R啓発活動を強化し、再使用や自治会等による不燃物、資源物の自主搬入など再資源化を推進します。

＜主な取組＞◆ごみ減量意識の啓発 ◆発生抑制の推進 ◆再使用の推進 ◆再資源化の推進

② ごみ処理対策の充実

循環型社会の形成に向け、市民、事業者、行政の協力体制を強化し、分別収集品目にその他プラスチック製容器、その他紙製包装容器、飲料用紙パック容器の3品目を追加するなど分別収集の徹底による減量化と廃棄物処理施設の効率的な運用を図ります。

新しいごみ処理施設(焼却施設、リサイクル施設)については、平成26年度を供用開始の予定目標年度とした施設の整備を推進します。

＜主な取組＞◆ごみ処理適正化の推進 ◆ごみ処理施設の整備 ◆バイオマス利用の推進

関連計画

- ・ごみ処理基本計画(H19年度～H33年度)〔クリーンセンター〕
- ・防府市分別収集計画(H23年度～H27年度)〔クリーンセンター〕



施策

1-3 環境衛生の推進

現状と課題

本市では、し尿収集が必要とされる対象区域は、公共下水道の整備などにより縮小傾向にあり、し尿処理量は年々減少しています。し尿処理は、健康で衛生的な市民生活と、自然環境の保全を確保するために、今後も安全で安定した収集体制の維持を必要としています。また、衛生的な住環境を整備していくためには、公共下水道の整備や浄化槽の設置が必要であり、これらを通じて、汚水処理人口普及率[※]を向上させることが求められています。

近年、環境に対する市民の意識は大きく向上しており、市民が自主的で高度な環境美化を達成するために、環境衛生組織の育成や環境美化活動の支援、環境美化活動に参加しやすい環境づくりなども必要になっています。

また、斎場や市営墓地については、適正な維持管理とともに、将来の墓地需要への対応をしていく必要があります。

施策の基本方針

迅速なし尿収集ができる体制の確保に努めるとともに、浄化槽設置のための啓発活動を進めます。

また、防府市環境衛生推進協議会との連携を強化し、地域の環境美化活動に対する必要な支援を行います。

環境衛生を向上させるため、斎場については、施設を安定的に稼働させるための点検、整備に努めます。市営墓地については、無縁区画[※]を整備するとともに、将来の墓地需要に対応した施策を推進します。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状(平成22年)	目標(平成32年)
「地域で清掃などの環境美化活動が進められている」と思う市民の割合	67%	80%

目標指標

目標指標	現状(平成21年)	中間(平成27年)	目標(平成32年)
浄化槽設置基数(年間)	151基	220基	220基
新規貸出墓地等の区画数(延べ数)	—	100区画	200区画

※汚水処理人口普及率 下水道、浄化槽など汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合。

※無縁区画 承継者が不在となった墓地の区画。

● 施策の展開

①生活排水・し尿処理対策の充実

②環境美化の推進

③斎場・霊園等の適正管理

【施策の展開】

①生活排水・し尿処理対策の充実

健康で衛生的な市民生活の確保と自然環境の保全のため、し尿処理については、収集許可業者の指揮監督と処理施設の維持管理を充実させます。また、周辺環境の改善や衛生的な住環境を確立するために、浄化槽普及のための啓発活動や、計画的な生活排水・し尿処理施設の整備を進めます。

＜主な取組＞◆し尿処理施設の維持管理 ◆浄化槽の設置促進

②環境美化の推進

地域の自主的な環境美化を推進するため、環境衛生組織を育成します。また、健康で衛生的な市民生活を確保するため、すべての環境に対する意識の高揚を図ります。

＜主な取組＞◆防府市環境衛生推進協議会との連携強化 ◆ボランティア清掃の実施 ◆自治会等による清掃活動の推進
◆環境美化に関する啓発 ◆ペットの適正管理の推進

③斎場・霊園等の適正管理

斎場については、質的水準の高い施設として、維持し、運営するため、計画的な点検、整備を進めます。

また、市営墓道を適正に維持管理するため、計画的に無縁区画を整備するとともに、墓地需要に応えるため、新たな貸出区画の確保などに努めます。

＜主な取組＞◆斎場の維持管理 ◆市営墓道の維持管理 ◆墓地需要対策の推進

関連計画

・生活排水処理基本計画（H22年～H25年）〔上下水道局〕

施策

1-4 消防・救急体制の充実

現状と課題

本市の消防は、各種の災害から市民の生命、財産を守るため、消火活動を中心とした警防業務をはじめ、予防、救急、救助、防災など広範な業務を行っています。予防については、市民の防火意識を高揚させるとともに、住宅火災による死傷者の低減を図るために、住宅用火災警報器の設置率を高め、防火対象物の違反を是正していく能力を向上させることが求められています。消防力については、本市の実情に即した適切な体制を構築中であり、あらゆる災害の被害を軽減させるために、国の整備指針等を目標とした消防車両等の配備や消防資機材のさらなる充実、通信指令施設の整備、無水利地区の解消を図っていくことが重要になっています。救急については、プレホスピタル・ケアの強化として、気管挿管・薬剤投与が実施できる救急救命士の養成及び救急資機材の整備を行っていますが、救命率のさらなる向上を図るため、救急救命士の計画的な養成と研修並びに高度な救急資機材の整備が求められています。また、市民と連携した救急活動も、救命率の向上に不可欠であり、引き続き普通救命講習や啓発等に取り組む必要があります。

火災をはじめ大規模災害等の防除活動に従事する防災組織として消防団が存在しますが、平成21年7月の豪雨災害において消防本部を補完する消防団の重要性が再認識され、この機能を向上させるため、非常備消防を充実させていくことが求められています。

施策の基本方針

あらゆる種類の災害から市民の生命、財産などを守るため、消防の広域化を視野に入れながら、警防、予防、救急、救助、防災に係る各体制の充実と強化に努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状(平成22年)	目標(平成32年)
「消防や救急の体制が整っている」と思う市民の割合	62%	80%

目標指標

目標指標	現状(平成21年度)	中間(平成27年度)	目標(平成32年度)
普通救命講習受講者数(年間)	1,446人	1,700人	2,000人

※警防業務 水火災または地震等の災害を警戒、鎮圧し、防除するために行う活動。
※住宅用火災警報器 火災により発生する煙や熱を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器。

※プレホスピタル・ケア 救急現場及び搬送途上における応急処置など、病院到着前救護のこと。

● 施策の展開

① 火災の予防

② 消防力の充実強化

③ 救急体制の充実強化

④ 消防施設の整備

⑤ 非常備消防の充実

【施策の展開】

① 火災の予防

各種媒体や説明会等を通じて火災予防の啓発を行うとともに、住宅用火災警報器の設置義務化にともない、全住宅への住宅用火災警報器の設置を促進します。また、防火対象物における違反是正体制を充実させるとともに、立入検査担当職員等の資質の向上を図ります。

＜主な取組＞◆住宅用火災警報器設置の促進 ◆防火対象物のデータベースの構築 ◆火災予防の啓発

② 消防力の充実強化

災害による被害の軽減を図るため、消防車両の整備及び消防・救助資機材の軽量化、高機能化を計画的に実施し、消防力の充実と強化に努めます。また、訓練、研修等を通じて、職員の資質の向上を図ります。

＜主な取組＞◆消防車両の整備 ◆消防・救助資機材の高機能化 ◆消防教育訓練の実施

③ 救急体制の充実強化

救命率の向上を図るため、高度な救急資機材を整備するとともに、気管挿管・薬剤投与ができる救急救命士の養成を推進します。市民に対しては、^{*}AEDを使用した普通救命講習をはじめとした救急講習会等を通じて、応急手当の普及啓発に努めます。また、^{*}公共・公用施設に設置しているAEDの適正な維持管理を行います。

＜主な取組＞◆救急救命士の教育訓練の充実 ◆応急手当講習会の実施 ◆救急資機材の充実
◆公共・公用施設のAEDの維持管理

④ 消防施設の整備

消防救急無線のデジタル化と、各種気象情報や災害情報を市民に迅速かつ的確に伝達するための消防テレホンサービスや消防メールサービスなどの活用を推進します。

消火栓の新設、敷設替えを計画的に実施するとともに、防火水槽等により無水利地区の解消に努めます。

＜主な取組＞◆消防情報収集、伝達体制の整備 ◆通信指令施設の整備、充実 ◆消火栓、防火水槽等の設置及び維持管理

⑤ 非常備消防の充実

各種災害時の地域防災の拠点を確保するため、計画的に消防団消防器庫の耐震化整備を行います。地域連帯の要である消防団員の確保を図るとともに、研修、訓練活動を通じて団員の資質の向上を図ります。災害時に機動的に対応できるよう、機能別分団の導入に努めます。

＜主な取組＞◆消防団消防器庫の整備、充実 ◆消防団の機動力の向上 ◆消防団員の専門知識、技能取得の促進

※ A E D Automated External Defibrillatorの略。自動体外式除細動器のこと。心室細動や無脈性心室頻拍などの致死的不整脈により起こる細動を電気ショックにより取り除く器械。

※ 公共施設 公会堂、体育館など広く市民が利用するための施設。

施策

1-5 防災対策の充実

現状と課題

本市では、防災対策を計画的に進めるため、災害対策基本法に基づいて「防府市地域防災計画」を策定しています。また、国民保護法^{*}に基づいて「防府市国民保護計画」を策定しており、関係団体等の協力によって、災害等から市民の生命、財産などを守る体制の整備に努めています。

平成21年7月21日の豪雨災害を教訓として、防災意識の高揚に努めるとともに、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進するために、この日を「市民防災の日」と決めました。きめ細かな防災対策を展開することが重要な課題であり、市民と行政がこれまで以上に一体となった防災体制の確立が求められています。中でも、自主防災組織の結成は急務となっています。また、全国各地で相次ぐ災害の犠牲者の多くが、高齢者等の災害時要援護者であることから、災害時要援護者支援マニュアルに基づいた災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）の早期策定が必要です。

さらには、都市構造の複雑化、建物の高層化などに対応するため、災害時における迅速かつ的確な応急対策の確立など、総合的な防災体制の整備、充実を図るとともに、災害による被害の拡大を防ぎ、また、災害の復旧を図るため、防災の観点に立った都市づくりが必要とされています。特に大規模な地震に対する防災対策の充実を図るため、早急に公共施設等の耐震化を進めることが求められています。

施策の基本方針

市民の生命、財産などを守るため、常日頃から、地域や学校での講習会や防災訓練等を実施し、防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害時における気象等の情報を迅速かつ的確に収集、伝達のできる体制の構築に努めます。

平成21年7月の豪雨災害を教訓にし、「自分たちの地域は自分たちで守る」という観点から、自主防災組織の整備に積極的に取り組み、市民と一体となった地域防災力の強化に努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状（平成22年）	目標（平成32年）
「災害に関する情報伝達の体制が整っている」と思う市民の割合	34%	55%

目標指標

目標指標	現状（平成21年度）	中間（平成27年度）	目標（平成32年度）
自主防災組織率	49%	80%	100%
防災情報メールサービス登録者数（年間）	1,000人	10,000人	15,000人

※国民保護法 正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」という。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護すること等に関し、国・地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難等の措置が規定された法律。

● 施策の展開

① 防災意識の高揚

② 防災体制の強化

③ 地域防災力の強化

【施策の展開】

① 防災意識の高揚

災害に対する備えとして、出前講座などを利用した講習会や防災訓練の実施等を積極的に行い、防災意識の高揚に努めます。また、児童生徒への防災教育を推進し、自己管理能力と危険回避能力の向上に努めます。

＜主な取組＞◆講習会、防災訓練等の実施 ◆学校での防災教育の推進 ◆防災ファイルの充実 ◆防災意識の啓発

② 防災体制の強化

災害に関する多様な情報収集体制と迅速かつ的確な情報伝達体制の整備に努めるとともに、避難所施設の整備及び防災資機材、備蓄物資等の充実に努めます。

「防府市地域防災計画」の充実、災害時における各種マニュアルの策定など、市の防災体制の強化とともに、自主防災組織等の関係機関との連携強化を図ります。また、「防府市国民保護計画」の充実など、総合的な危機管理に努めます。

さらに、大規模な地震に対する防災体制の充実に努めるため、災害時の避難所に指定されている公共施設の耐震化を推進します。

＜主な取組＞◆情報伝達体制の整備 ◆避難所施設の整備 ◆防災資機材、備蓄物資の充実
◆市の防災体制強化及び自主防災組織等の関係機関との連携強化
◆災害時避難所指定公共施設の耐震化の推進

③ 地域防災力の強化

自然災害発生時における地域防災力の強化を図るため、防災訓練やリーダー研修会等を実施し、地域における防災体制の基盤となる自主防災組織の整備に努めます。また、各自治会等へ出向き、各種ハザードマップの活用方法等の周知に努めるとともに、災害時要援護者避難支援体制の整備を進めます。

＜主な取組＞◆自主防災組織の結成促進及び活動支援 ◆各種ハザードマップの配布、周知
◆災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)の策定

関連計画

- ・防府市地域防災計画(毎年更新)〔防災危機管理課〕
- ・防府市国民保護計画(毎年更新)〔防災危機管理課〕

自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にするまちづくり

施策

1-6 治山・治水対策の充実

現状と課題

本市を流れる河川の中には、都市化の進展にともなう農地等の減少により保水や遊水機能が低下し、短時間に多量の雨が降った場合、下流域や周辺地域で浸水被害を発生させるものがあります。平成21年7月の豪雨災害などの大規模災害を検証し、計画的な河川改修や、雨水排水路の整備などを進め、浸水被害の防止を図る必要があります。また、農業用排水路については、施設の老朽化、農業従事者の高齢化による管理の停滞や土地利用の変化などによる、浸水被害を防止するための早急な対策が求められています。

また、本市の海岸沿いには、干拓等により造成された海拔の低い土地が多くあり、近年の異常気象などによる高潮被害が懸念されています。市民生活の安全・安心と農業経営の安定化のため、樋門や排水機場等の計画的な整備を進め、適正な維持管理に努めることが求められています。

このほか、市内には土砂災害警戒区域[※]として県が指定した急傾斜地の崩壊危険箇所や土石流危険渓流、地すべり危険箇所が平成21年11月現在、590か所あります。このうちの土石流危険渓流については、国や県により堰堤の整備が進められていますが、国や県で対応できない土砂災害警戒区域内の河川や水路については、本市の適正な管理が求められています。

施策の基本方針

計画的な河川の改修や環境整備を行うとともに、内水対策[※]や高潮・波浪対策、治山・砂防事業などを通じて、適切な治山・治水対策に努めます。

農業環境の整備に努め、農地海岸地域の堤防の増強と農業用排水路の改修を実施します。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状(平成22年)	目標(平成32年)
「河川の氾濫や土砂災害など自然災害への対策が充実している」と思う市民の割合	22%	45%

目標指標

目標指標	現状(平成21年度)	中間(平成27年度)	目標(平成32年度)
※砂防堰堤の流末水路整備箇所数(延べ数)	—	10か所	16か所
排水ポンプ場整備箇所数(延べ数)	1か所	2か所	2か所

※土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊や土石流、地滑りを警戒する区域。通称をイエローゾーンという。

※内水 地盤標高が低く、本川水位の上昇にともない、自然排水ができずに囲まれた地域が浸水する現象のこと。

※農地海岸地域 海岸などの低地帯に農業用地が広がっている地域。

※砂防堰堤の流末水路 小さな溪流などに設置される土砂災害防止のための構造物の下流に整備する水路。

● 施策の展開

① 海岸の保全

② 河川の保全

③ 山地の保全

④ 低地の保全

【施策の展開】

① 海岸の保全

浸水被害を防止するため、自然環境との調和に配慮しつつ堤防の増強、改良を進め、海岸における高潮・波浪対策に努めます。

＜主な取組＞◆海岸防災対策の促進 ◆海岸保全施設の維持管理

② 河川の保全

国・県管理の河川については、早期改修及び適正な維持管理が図られるよう関係機関に要請するとともに、市管理の準用河川や普通河川等について、緊急性などを考慮し、重点的な整備を進め、適正な管理を行います。また、河川の氾濫による流域の浸水被害を防止するため、農業用排水路の改良や排水施設を計画的に整備し、適正な管理を行います。

＜主な取組＞◆河川の整備促進 ◆土地改良施設の整備

③ 山地の保全

がけ崩れ危険箇所の整備等、計画的な治山事業により災害の発生を減少させ、山地の保全を進めます。

＜主な取組＞◆がけ崩れ危険箇所の整備 ◆地すべり対策の推進

④ 低地の保全

浸水被害を防止するため、雨水排水路の整備や適正な維持管理を行います。また、内水対策の充実を図るため、排水ポンプ場等の整備を進めるとともに、市街地で局所的に発生する浸水箇所の計画的な整備や浸水対策を進めます。

＜主な取組＞◆排水路の整備 ◆内水対策の充実 ◆排水ポンプ場の整備

施策

1-7 交通安全・防犯対策の推進

現状と課題

本市における交通事故の状況は、事故件数と傷者数が共に減少し、死者数が横ばいになっています。また、高齢化の進行にともない、高齢者が関係する交通事故の割合が増加傾向にあり、交通安全に対する高齢者の意識を高めることが重要になっています。

車社会の進展は、多くの市民が自動車を利用する機会を増やしており、歩道のない道路や幅員の狭い道路において、歩行者が車両との事故に巻き込まれる事案も散見されます。市全体で交通安全に対する意識を高揚させるとともに、道路事情に起因する事故を減少させるために、交通安全施設(区画線、反射鏡、防護柵等)を整備していくことが求められています。

防犯対策については、刑法犯の認知件数に減少傾向が見られるものの、全国的な傾向として犯罪の低年齢化が進み、無差別、凶悪的なものが増加していることから、未然の防止対策が重要となっています。子どもが被害者となる事件も多いことから、学校安全を脅かす要因から子どもを守る対策の充実も求められています。

施策の基本方針

交通安全については、地域と市、警察や交通安全協会などの関係機関が協力して、市全体で交通安全意識の啓発を推進します。また、道路事情に起因する事故を減少させるため、交通安全施設(区画線、反射鏡、防護柵等)を充実させるとともに、不良箇所を早期に把握し、その改善に努めます。

防犯対策については、地域全体で防犯に対する意識の向上と、地域と市、警察が一体となった防犯体制の確立を推進します。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状(平成22年)	目標(平成32年)
「交通安全や防犯の対策が十分に行われている」と思う市民の割合	33%	55%

目標指標

目標指標	現状(平成21年度)	中間(平成27年度)	目標(平成32年度)
交通安全教室参加者数(年間)	8,644人	13,000人	15,000人
歩道の新設改良延長(年間)	430m	500m	500m

● 施策の展開

①交通安全意識の啓発

②交通安全環境の充実

③防犯意識の高揚

④防犯施設の充実

【施策の展開】

①交通安全意識の啓発

交通安全についての正しい知識を習得し、交通事故を防止するため、幼稚園、保育園（所）、小中学校などにおいて発達段階に応じた交通安全教育を充実させるとともに、警察などの関係機関や地域と連携した交通安全活動の充実に努めます。

＜主な取組＞◆幼児等向け交通教室の充実 ◆学校での交通安全教育の充実 ◆地域、事業所での交通安全活動の推進

②交通安全環境の充実

市民の交通安全の確保を図るため、交通安全施設（区画線、反射鏡、防護柵等）を整備します。計画的な歩道の整備などを推進し、交通安全環境の一層の充実に努めます。また、交通事故被災者を救済するため、防府市交通災害共済制度への加入率の向上を図ります。

＜主な取組＞◆交通安全施設の整備 ◆歩道の整備 ◆交通災害共済制度加入率の向上

③防犯意識の高揚

地域ぐるみで防犯意識の高揚を図ります。また、地域の防犯体制を強化するため、地域、市、警察が一体となった防犯対策を実施します。

また、児童生徒が安全に行動するための自己管理能力を育むとともに、教職員の危機管理能力の向上を図ります。

＜主な取組＞◆防犯意識の啓発 ◆^{*}青バトなどによる防犯パトロールの実施 ◆不審者対応訓練の実施

④防犯施設の充実

夜間における地域の安全を確保するため、防犯灯の設置促進に努めます。また、児童生徒の安全を守るため、迅速で正確な情報提供や防犯ブザーの配付を行います。さらには、スクールガードリーダーの配置など地域や家庭と連携した学校安全体制の充実に努めます。

＜主な取組＞◆防犯灯の設置促進 ◆不審者情報の提供 ◆防犯ブザーの配付

※青バト 青色回転灯付き防犯パトロール車の略称。

施策

1-8 消費生活対策の充実

現状と課題

消費生活を取り巻く状況は、科学技術の進歩や情報化の進展などにより、さまざまな商品やサービスが提供される一方、景気低迷による販売競争の激化も加わって、誇大広告や悪質商法などが横行しています。さらに、食品表示の偽装や架空請求のほか、インターネットの普及にともなう電子商取引によるトラブルなど消費者問題は、ますます複雑化・多様化する傾向にあります。このため、自らの判断や行動により、合理的な選択のもとに生活が営める消費者の育成を図るとともに、複雑化する消費トラブルに対応した適切な消費者対策を講じることが重要となっています。

本市では、これらの消費者問題に対処するため、平成22年4月に「防府市消費生活センター」を開設し、啓発活動や被害者の救済に努めています。今後も消費者の権利や利益を守り、消費者一人ひとりが主体性を持って適切な判断ができるよう消費生活に関するさまざまな情報を提供するとともに、国・県などの消費生活関係機関と連携し、消費者問題の変化に柔軟に対応できる体制を一層強化していくことが必要となっています。

施策の基本方針

消費生活における被害を防止し、消費者の安全を確保するため、消費生活に関する情報の提供や啓発を行うなど消費者の自立を支援するとともに、消費者事故等の情報提供や消費被害者の救済など消費者保護の充実に努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状(平成22年)	目標(平成32年)
「消費生活の相談窓口や情報提供など消費者保護の対策が充実している」と思う市民の割合	19%	40%

目標指標

目標指標	現状(平成21年度)	中間(平成27年度)	目標(平成32年度)
消費生活相談件数(年間)	550件	500件	450件
消費生活講座受講者数(年間)	470人	600人	800人

※消費者事故等 商品や製品、またはサービスの提供の結果、消費者の生命または身体に被害が発生したものを。

※消費被害者 消費者被害を被った消費者個人。

● 施策の展開

① 消費者の自立支援

② 消費者保護の充実

【施策の展開】

① 消費者の自立支援

消費者が主体的かつ合理的な消費行動をとれるよう、消費生活に関する情報の提供や啓発、消費者団体の活動支援など、消費者の自立を支援します。

＜主な取組＞◆消費生活に関する啓発 ◆消費生活情報の提供 ◆消費者団体の活動支援 ◆消費生活モニター体制の充実

② 消費者保護の充実

※
消費者被害の解決において、消費者と事業者が対等な立場に立てるよう、相談員の専門的知識習得のための研修や関係機関との連携強化など相談体制の充実を図り、消費被害者の救済や消費者事故の未然防止、拡大防止のための情報提供に努めます。

＜主な取組＞◆相談体制の充実 ◆消費者事故対策の推進



※消費者被害 最終消費者として購入した商品・サービス及びその取引を巡って生じる消費者の被害または不利益のこと。